

国から地方への税源移譲に伴う住宅ローン減税への影響について

1. 国から地方への税源移譲によって所得税率に変更されることに伴い、平成11年から平成18年までの間に居住を開始し、住宅ローン減税の適用を受けている方については、平成19年以降、所得税による住宅ローン減税の減税額がこれまでよりも減少することがあります。
2. 減税額が減少する場合には、お住まいの市区町村へ申告して頂くか、確定申告とあわせて申告して頂くことにより、翌年度の住民税で減税を受けることができます。
3. 税源移譲によって影響を受けるかどうかは毎年の課税所得金額によって異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村へお問い合わせください。

居住開始年	住民税減税の申告が必要となる年
平成11年	平成20年から平成26年までの毎年
平成12年	平成20年から平成27年までの毎年
平成13年前期 (1月1日から6月30日まで)	平成20年から平成28年までの毎年
平成13年後期 (7月1日から12月31日まで)	平成20年から平成23年までの毎年
平成14年	平成20年から平成24年までの毎年
平成15年	平成20年から平成25年までの毎年
平成16年	平成20年から平成26年までの毎年
平成17年	平成20年から平成27年までの毎年
平成18年	平成20年から平成28年までの毎年

確定申告とあわせて申告する場合は毎年2月16日から3月15日までの間に、直接市区町村に申告する場合は毎年3月15日まで(受付開始時期は市区町村により異なります)に申告書を提出する必要があります。